

## 安全保障理事会決議 1863 (2009)

2009年1月16日、安全保障理事会第6068回会合にて採択

安全保障理事会は

ソマリア情勢に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議 733 (1992)、決議 751 (1992)、決議 1356 (2001)、決議 1425 (2002)、決議 1519 (2003)、決議 1725 (2006)、決議 1744 (2007)、決議 1772 (2007)、決議 1801 (2008)、決議 1811 (2008)、決議 1814 (2008)、決議 1831 (2008) および決議 1844 (2008) 並びに安保理議長声明、とりわけ 2006年7月13日 (S/PRST/2006/31)、2006年12月22日 (S/PRST/2006/59)、2007年4月30日 (S/PRST/2007/13)、2007年6月14日 (S/PRST/2007/19)、2007年12月19日 (S/PRST/2007/49) および 2008年9月4日 (S/PRST/2008/33) の声明を想起し、

ソマリアにおける事態の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ジブチ和平協定がソマリアにおける紛争の解決のための基礎を提示していることを更に再確認し、また最終的に全てを包括する政治過程を通じて到達する広い基盤に立つ代表制度の重要性を強調し、

2008年11月25日のジブチ和平協定の当事者により合意された指導原則、とりわけ統一政府および包括的な議会の設置を歓迎し、

全ての当事者が拡大した政治過程に貢献することの必要性を再確認し、ジブチ和平協定のソマリアの当事者に対し、そこに設定されているその義務を遂行することを求め、国際連合当局および国際安定化部隊の展開を求める当事者からの要請に留意し、

ソマリアの永続的平和および安定に対するアフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) の貢献を歓迎し、ソマリアにおけるウガンダおよびブルンジ政府の継続する取組に対して安保理の謝意を表明し、AMISOM に対するいかなる敵対行為をも非難し、ソマリア治安部隊の再結成、訓練および維持の重要性を強調し、

ソマリアの治安能力構築のための支援計画を策定するためのソマリアの当事者、国際連合、AMISOM およびその他の国際的協力機関の間の提携のための事務総長の提案を歓迎し、

ソマリアにおける人道状況が悪化していることに安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、全ての加盟国に対し現在および将来の統合された人道的呼びかけに貢献することを求め

ソマリアにおける現行の紛争において文民に対して行われている深刻な犯罪について認識し、刑事処

罰の免除に対して戦うことの重要性を再確認し、

アフリカ連合平和・安全保障理事会が、AMISOM を引き継ぎ、同国の長期にわたる安定および復興を支援するためにソマリアにおける国際連合平和維持活動を見越して暫定安定化部隊を呼びかける、2008年12月10日および2008年12月22日のアフリカ連合の声明および5ポイントコミュニケにそれぞれ留意し、

ソマリアにおける事態は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威であると認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して

1. AMISOM は 2009 年 3 月 16 日までソマリアに留まるとのアフリカ連合の決定を歓迎し、アフリカ連合に対し、ソマリアにおける AMISOM の展開を維持し、8000 名の部隊という AMISOM の当初委ねられた部隊規模の達成を援助するその展開を強化し、そのことによりその職務権限を遂行し、空港、海港およびその他の戦略的地域を含むモガディッシュの主要設備を保護するミッションの能力を高めることを要請する。
2. 決議 1772 (2007) の第 9 項に規定された任務を実行するために必要なあらゆる措置を講じる権限が与えられるソマリアにおけるミッションを維持するアフリカ連合加盟国の権限を、この決議採択の日から 6 か月間更新することを決定し、とりわけ、AMISOM は主要社会基盤のための安全を提供するのに必要なあらゆる措置を講じること、また人道援助の供給のために必要な治安条件の創設のために、要請されかつその能力および現行職務権限の範囲内で、貢献することが承認されていることを強調する。
3. ソマリアの当事者およびジブチ和平協定の原則を支持するその他の利害関係者に対し、戦闘行為を停止し、ソマリアの人民への妨害されない人道的アクセスと支援を遅滞なく確保し、あらゆる武力対決の行為を終了し、恒久的な停戦手続に関する合意に到達し、軍事問題に関する紛争の解決のため合同安全委員会を活用することを求め、また、事務総長に対し、地方、地域および国際的な関係者を含む国際和平会議の選択肢を含む、ジブチ和平協定の実施を向上させる方法について報告することを要請する。
4. 2009 年 6 月 1 日までの安全保障理事会の更なる決定を条件として、AMISOM の後継部隊としての国際連合ソマリア平和維持活動を設立する安保理の意図を表明する。
5. 事務総長に対し、上記第 4 項に言及された決定に先立ち、かつ迅速な展開を目的として、彼の評価を安全保障理事会に報告するために、2009 年 4 月 15 日までに、ソマリア情勢における新事態、国際連合平和維持活動への移行を目的とした AMISOM の完全な展開および強化に向けた進展、現場の政治過程および治安条件における進展を含む国際連合平和維持活動のための報告書を提出することを要請する。

6. 事務総長に対し、モガディシュおよびその周囲において以下の任務を考慮した当該国際連合平和維持活動の職務権限に関する勧告をこの報告書において展開することを更に要請する。
  - (a) 主要な人道的社会基盤を確実にし、ジブチ和平協定および関連するその後の協定の全ての当事者との連携を維持することによることを含む、人道支援を促進しかつ人道的アクセスを改善すること、および国内避難民、子ども並びに影響を受ける人々に対する人道支援の提供を促進すること。
  - (b) 政治過程に関与する者の自由な移動、安全な通行および保護を支援すること、主要な政治的社会的基盤に安全を提供することおよび任務を実行する将来の統一政府を援助するためその機構を保護し支援すること。
  - (c) その能力の範囲内で、合同安全委員会（JSC）を通して合意されたジブチ和平協定並びにその後の停戦取極および合同安全取極の下での戦闘行為の停止の履行を監視すること、JSC と連絡を保ち停戦違反の調査を含むその任務の履行に技術的支援を提供すること、および何らかの関連情報を監視グループに通報することにより違法な武器取引の監視を支援すること。
  - (d) 国際連合要員の安全および移動の自由を確保し、その要員、施設、設備、装備および任務を保護すること。
  - (e) 地域的および国際的援助協力機関並びにその他の利害関係者と協力して、軍、警察および司法を含む包括的なソマリア治安部隊の効果的な再建、訓練および維持を支援すること。
7. 決議 1772 (2007) の第 11 および 12 項に定める条項は、適用し続けるものとすることを確認する。
8. 事務総長に対し、国際連合平和維持活動が展開するまで AMISOM に財政的支援を提供し、決議 1744 (2007) の第 4 項(c)に規定する包括的なソマリア治安部隊の再建、訓練および維持を支援するための信託基金を設立することを要請し、事務総長に対し、可及的速やかにこの信託基金への貢献を懇請する援助供与国会議の開催もまた要請し、アフリカ連合に対し、事務総長と協議の上で、この信託基金への予算要請を提出することを更に要請し、加盟国に対し、この信託基金の存在は、AMISOM の支援する直接の二国間取極の結論を害するものではないことに留意しつつ、当該信託基金に貢献することを求める。
9. 事務総長特別代表が政治過程を進展させ続けるための条件を創設する必要性を強調する。
10. AMISOM 強化に関する 2008 年 12 月 19 日の事務総長書簡 (S/2008/804) に含まれる勧告を歓迎し、安全保障理事会が国際の平和および安全の維持に関する主要な責任を負うことおよび地域的や準地域的機関との協力は集団安全保障を向上できることを想起し、決議 1772 (2007) において AMISOM と交替する国際連合平和維持活動の実行可能な展開の計画を求めたことおよび決議 1774 (2007) において AMISOM は実行可能な国際連合活動に展開させる初期の安定化段階に貢献する意図があったことに留意したことを更に想起し、これに関連して、国際連合エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE) の廃止後の資産の移転を通して AMISOM の即時の物的拡大のための事務総長の提案を歓迎し、事務総長に対し、AMISOM の部隊を国際連合平和維持活動に統合するために、2009 年 6 月 1 日または上記第 4 項に言及された決定のいずれか早い時期までに、彼の提案 (S/2008/804) の第 7 および 8 項に記述された装備および役務を含む国際連合兵站支援パッケージを AMISOM に提供すること、ただし AMISOM への基金の移管を含まない、を要請する。

11. 事務総長に対し、上記第 10 項に言及した支援を監督することを要請し、事務総長に対し、遅くとも 1 月 30 日までに提供された装備および役務の詳細を報告すること、その後は 30 日の間隔で、そのような物資および役務の展開の進捗状況に関して安全保障理事会に報告すること、を更に要請する。
12. AMISOM に対し、この決議に従って国際連合により提供される全ての装備および役務は、意図された目的のために透明かつ効果的な方法で使われることを確保することを要請し、AMISOM に対し、適切な内部管理手続に基づく国際連合とアフリカ連合との間の了解覚書に詳述された方法でのそのような装備および役務の利用に関して事務総長に報告することを更に要請する。
13. 事務総長に対し、アフリカ連合の部隊編成努力に彼の支援を与えること、アジスアベバの事務局立案チームを通してのアフリカ連合の立案および展開準備への支援を継続すること、およびアフリカ連合と緊密に協力して、AMISOM から国際連合平和維持活動への移管に必要な部隊編成および兵站、行政、財政および他の準備のための立案を継続すること、を要請する。
14. 加盟国に対し、AMISOM への要員、装備およびその他の資源の貢献を求め、全ての加盟国に対し、アフリカ連合、国際連合、部隊提供国およびこの目的のためのその他の援助供与国と密接に協力することを奨励する。
15. 全ての当事者に対し、とりわけソマリア全土のアフリカ連合および国際連合要員並びに関連要員の安全および移動の自由を保証することにより AMISOM の展開および活動に十分に協力すること、並びに国際人道法、人権法および難民法を含む国際法の下での彼らの義務を十分に遵守することを求める。
16. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表を通して、ソマリアにおける国際連合システムの全ての活動を調整すること、ソマリアにおける恒久的な平和および安定を確立するための取組に対する周旋および政治的支援を提供すること並びにソマリアの即時復興および長期の経済発展のための国際社会からの資源と支援を動員することを要請し、国際連合ソマリア政治事務所および国際連合国別現地チームは、ジブチ和平協定の履行を通して、ソマリアにおける恒久的な平和および安定を促進し、これらの取組に対する国際的支援の調整を促進し続けるものとすることを決定し、事務総長に対しソマリアへの国際連合事務所および機関の展開のための当面の緊急対処計画を処理することを要請する。
17. 同地域の全ての国家に対し、ソマリアまたはアフリカの角地域における不安定を激化させるようなあらゆる行為を自制することを要求し、平和的な政治過程を邪魔または妨害しようとする者、または政治的過程への参加者を力により脅かす者若しくはソマリアまたは同地域の安定を損なう者に対する措置を講じる安保理の意図をくり返し表明する。
18. 加盟国に対し、現在および将来の統合された人道支援の呼びかけに貢献することを求める。
19. 女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2008) および 1820 (2008) 並びに武力紛争下

の文民の保護に関する 1674 (2006) および 1738 (2006) を再確認し、とりわけ人が住む地域における無差別または過度の武力の行使を控えることにより、国際人道法、人権法および難民法に一致して、同国における文民を保護する適切な措置を講じるソマリアにおける全ての当事者および武装集団の責任を強調する。

20. 子どもと武力紛争に関する安保理決議 1539 (2004) および 1612 (2005) を再確認し、ソマリアにおける武力紛争の当事者に関連する武力紛争における子どもに関する安全保障理事会の作業部会その後の結論 (S/AC.51/2007/14) を想起する。
21. ソマリアの当事者に対し、究極的にソマリアにおいて安全を提供する全面的な責任を引き受ける合同暫定治安部隊の設立に関する更なる進展をなすことを求める。
22. 事務総長に対し、ソマリア特別代表を通して、国際連合開発計画 (UNDP)、その他の国際的援助供与者、加盟国および適切な場合には AMISOM と協力して、2008 年 12 月 19 日の事務総長書簡 (S/2008/804) で考察したような、また、TFG/ARS 合同治安委員会の勧告並びに法の支配および矯正施設並びにソマリアの当事者により特定されたその他の主要な分野に一致した、およそ 15,000 名の規模を期待したソマリアの合同暫定治安部隊および警察を設置するための指揮権および統制、訓練並びに装備についての一貫した戦略とパッケージを開発し調整して暫定連邦政府 (TFG) とソマリア再解放連盟 (ARS) を支援する彼の計画の履行に関して緊急に助言することを要請し、また、加盟国に対し、このパッケージに貢献することを求める。
23. 加盟国に対し、2008 年 12 月 19 日の事務総長書簡 (S/2008/804) に対応して、とりわけ制度開発、人的資源開発、公的財政の管理およびアカウンタビリティプロセス並びに役務の提供支援の分野で連邦、国家および地方レベルにおけるソマリア政府の能力を強化し構築することを支援することを求める。
24. UNPOS の内部に、警察および軍隊の訓練、将来の武装解除、動員解除および再統合活動並びに治安部門改革活動のための立案および法の支配と矯正部門の専門的知識を含む専門の能力を創設するという 2008 年 12 月 19 日の事務総長の提案 (S/2008/804) を歓迎する。
25. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。